

65歳を迎える御家族を扶養している方へ

## 被扶養者の収入の確認をお願いします！

65歳になると、老齢基礎年金を請求することができます。年金の受給開始や年金額の変動により収入が認定限度額を超過した場合には、被扶養者の資格を喪失しますので、下記の点に御注意ください。

### ○年金の決定・改定・年金額変更の通知書が届いたら、確認しましょう

60歳以上の者、又は障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の「認定限度額」は180万円未満です。

年金の決定、改定に係る通知書等が届いた場合には、「収入」の確認をお願いします。

年額が合計180万円以上になった場合には、被扶養者の資格を喪失します。

※ 「収入」とは、年金、給与、個人年金など御家族自身が受け取るすべての収入をいいます。

### ○父母の収入合算金額を、確認しましょう

たとえば、母親を被扶養者としようとするとき、第一扶養義務者である父に、母を扶養することができる程度の収入がある場合は、原則として母の収入が認定限度額未満であっても被扶養者として認定することができません。父と母の年間収入を合算し、その額がそれぞれの認定限度額（年額130万円。ただし、60歳以上の者、又は障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者は180万円）の合算額未満であることを認定の目安とします。

収入が増加（新たに年金の決定・改定など）した場合、父母の収入を合算した金額が超過する場合もありますので、御注意ください。

### ○別居している家族を扶養している場合の要件とは

別居している親族（父母、祖父母、兄弟姉妹、孫）を被扶養者として認定する場合、認定対象者の「総収入額」の1／3以上の額を組合員が認定対象者に対し送金をしていることが認定要件となります。

認定対象者の収入が増加し、送金額の割合が「総収入額」の1/3未満となった場合は、被扶養者の資格を喪失しますので、速やかに取消しの手続をお願いします。

$$\text{総収入額} = \boxed{\text{認定対象者の収入額}} + \boxed{\text{組合員の送金額}} + \boxed{\text{組合員以外の方の送金額}} + \boxed{\text{別居先家族の認定対象者に対する生活費負担額}}$$

※ 被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合には、速やかに取消しの手続をしてください。

※ 不明な点がある場合には、お問合せください

《問合せ先》

担当：公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694